

平成26年12月議会 第4委員会報告資料

○専決処分（家賃滞納者）

報告第62号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	……	1 頁
報告第61号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	……	2 頁
報告第66号	市営住宅に係る和解に関する専決処分について(起訴前の和解)	……	2 頁

○専決処分（不法占有者）

報告第63号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	……	3 頁
報告第64号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	……	3 頁
報告第65号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	……	3 頁

平成26年12月19日
住 宅 都 市 局

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第61号及び第62号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者及び連帯保証人（表1）又は家賃滞納者（表2）に対し、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払いを求めるため訴えを提起することについて、訴えの相手方ごとに専決処分した。

表1（報告第62号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃 総額 円	住宅明渡し 請求日	専決処分 年月日	滞納 月数 月
1	(※)個人が特定される情報については掲載していません。		144,074	平成26年 8月22日	平成26年 11月7日	7
2			122,632	平成26年 8月22日	平成26年 11月7日	6
3			142,229	平成26年 8月22日	平成26年 11月7日	7
4			185,419	平成26年 8月22日	平成26年 11月7日	7
5			186,561	平成26年 8月22日	平成26年 11月7日	7
6			93,264	平成26年 10月23日	平成26年 11月28日	7
7			175,793	平成26年 10月23日	平成26年 11月28日	7
8			101,316	平成26年 10月23日	平成26年 11月28日	7

表2 (報告第61号)

	訴 え の 相 手 方	明 渡 し 対 象 住 宅	滞 納 家 賃 総 額 円	住 宅 明 渡 し 請 求 日	専 決 処 分 年 月 日	滞 納 月 数 月
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (※)個人が特定される情報については 掲載していません。 </div>		213,187	平成26年 8月22日	平成26年 10月29日	6
2			396,790	平成26年 8月22日	平成26年 10月29日	6

○和解に関する専決処分について

報告第66号 市営住宅に係る和解に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者のうち、訴えの提起に至る前に滞納家賃等の3分の1以上を納付した者(表3)と和解をすることについて、和解の相手方ごとに専決処分した。

表3 (報告第66号)

	和 解 の 相 手 方	明 渡 し 対 象 住 宅	滞 納 家 賃 総 額 円	住 宅 明 渡 し 請 求 日	専 決 処 分 年 月 日	滞 納 月 数 月
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (※)個人が特定される情報については 掲載していません。 </div>		131,716	平成26年 8月22日	平成26年 10月29日	6
2			186,419	平成26年 8月22日	平成26年 10月29日	6
3			144,232	平成26年 8月22日	平成26年 10月29日	7
4			88,567	平成26年 8月22日	平成26年 10月29日	6
5			156,129	平成26年 8月22日	平成26年 10月29日	6
6			136,825	平成26年 8月22日	平成26年 10月29日	6
7			120,474	平成26年 10月23日	平成26年 11月28日	6
8			161,032	平成26年 10月23日	平成26年 11月28日	7
9			138,032	平成26年 10月23日	平成26年 11月28日	6

10			275,206	平成26年 10月23日	平成26年 11月28日	6
11			114,735	平成26年 10月23日	平成26年 11月28日	7
12			297,909	平成26年 10月23日	平成26年 11月28日	7
13			76,490	平成26年 10月23日	平成26年 11月28日	7
14			123,900	平成26年 10月23日	平成26年 11月28日	6

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第63号ないし第65号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る不法占有者（表4）に対し、住宅の明渡し等を求めるため訴えを提起することについて、訴えの相手方ごとに専決処分した。

表4（報告第63号ないし第65号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	不法占有 認定日	概要	専決処分 年月日
1	(※)個人が特定される情報については掲載していません。		平成25年 12月14日	本件住宅の入居者の死亡により本件住宅の明渡義務を相続した者であるが、当該義務を履行せず、不法に占有したものの。	平成26年 11月7日
2			平成26年 11月6日	本件住宅の入居者の不在中に本件住宅について入居の決定を受けず、不法に占有したものの。	平成26年 11月28日
3			平成25年 9月19日	配偶者からの暴力被害者として一時使用の許可を受けて市営住宅の住戸に入居した者であるが、平成25年1月から同年9月までの使用料を滞納し、また、当該許可の期間満了後も当該市営住宅の住戸を不法に占有したものの。	平成26年 11月28日

○以上報告第61号ないし第66号について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成26年12月15日

福岡市長 高 島 宗一郎